

## 1 障害年金は当然の権利

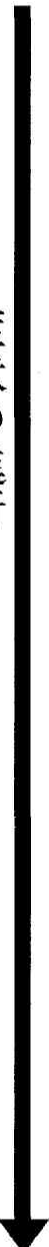
東京大田区で社会保険労務士として開業している佐々木久美子と申します。何かお役に立てないかと思ひ、参加致しました。

私は障害年金支援ネットワークに入会しており、障害年金の請求を専門にしています。お客様は、発病後数年（一番長い方で41年）経過し、障害年金の請求をしようとする方たちです。パーキンソン病・関節リウマチ・緑内障・統合失調症・そううつ病……「障害年金をもらうような状態になるとは全く思っていないかった。」と、皆様が異口同音におっしゃいます。

最初のお客様と話しているうちに、障害年金の請求が思ったより難しい事がわかりました。闘病に必死で、かつ障害年金をもらう仕組みを理解していないため、その準備をしてこなかったのです。その後のお客様も同様の状況でした。本人や家族が「障害」や「障害年金」に対する知識が少なく、とても苦勞されます。私の経験から、その経過を次頁の表1にまとめてみました。

表1 「症状の進行に伴う本人・家族の行動・気持ちの変化、障害年金との関わり合い方の一例」

症状の進行



症状	本人	家族	障害年金について
頭痛・ふるえ・抑うつ状態等、初めて症状を自覚する	疲れや気のせいと思う。家事や、子育てに忙しく、病院に行く時間がない	疲れをとるよう助言する	障害年金のことは全く思いつかない
症状が重くなる	初めて病院に行こうかという気になり、受診する。この段階では、誤診や診断が見つからないこともある	病院に行くよう助言し、同行する。診察の結果、疲れ気味・更年期障害等といわれ、仕方がないと思うこともある	診断がついても、周囲からの助言がない限り、障害年金に思い至らない。障害年金を知っていても、具体的に何かしようと思わない
症状がさらに重くなる	診断が確定すれば、治療に励むが、家庭生活との両立で精一杯の状態。診断が確定しなければ、納得いくまで、病院を回ることもある	原因がはっきりわかると良いと思う。本人を支え、休日に休養をとれるよう調整し、家事を手伝う	たまに、医師から障害年金があることの説明を受ける。ただ、この段階で市町村役場や社会保険事務所に行っても、「まだ障害年金をもらえるほど、重くない。」と、言われたりする
会社勤務や家事育児が困難になったり、入院したりする	ここまで来て、やっと診断がつくこともある。闘病に専念する一方、自分の将来や経済的なことがとても不安になる	本人を支えるのに精一杯。場合によっては、在宅時間を増やすために、収入が減ったりする	身体障害者手帳の取得や障害年金の請求を本格的に検討する。一方、「障害者」という言葉に強い抵抗感をもつこともあり、福祉施策を利用しようと思わない方もいる

障害年金をもらうためには、最初に診察を受けた病院の証明書を手し、発病からの経緯を説明しないとイケません。でも、そのお客様の病気についての記録や資料がありません。記憶もあいまいで、日記をつけたりスケジュール帳を保管したりしていません。ご家族も同様で、支えるのに精一杯です。3人目のお客様は失明した後引越したこともあり、全ての資料を廃棄していました。

障害年金は、「障害の状態」になって初めて請求することができます。外出できない、寝たきりになった、そういう方が手続するのは、本当に困難です。また、請求することに対し、多くの誤解が周囲にあります。親戚からは「障害者が身内にいるのは恥ずかしい。」「医師からは「寝たきりにならないと年金はもらえないよ。」「保険料払っていないから無理だ。」等と言われる例は、挙げるときりがありません。私はいつもお客様と一緒に険しい山を登っているような気持ちになります。

これではいけない、障害の状態になった方が手続しやすくするために、何かできることはないかと思いは始めるまでに長くはかかりませんでした。

そもそも多くの方が障害年金をもらう仕組みを理解していないことが、問題だと思いました。20歳から年金の保険料を支払い始めますが、その時は健康であることが多く、障害年金がパンフレットで採り上げられていても、まず読みません。読んでも「もらい方」は書いてありません。

また、障害年金について聞く機会がありません。障害年金をもらっている方が、その「良さ」を話す

ことがないからです。なぜかというところ、その前提に「以前のように生活できなくなってしまう」という悲しみがあるからです。子どもが障害年金をもらっていることで誹謗された方もいます。

そこで、障害年金の説明を聞く機会が最も少ないと思われる主婦や学生に、セミナーで障害年金のことを紹介し始めました。「障害年金」とセミナーの題名をつけると、来て頂けないと思

表2 「今すぐ出来る！障害年金をもらうための備え」

内容	目的	方法
医療費の領収書を保管し、受診歴を暦年毎に記録する。できれば家族の分も同様に取り扱う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害年金の請求に使用する。</li> <li>・ 確定申告に使用する。</li> <li>・ 健康保険の自己負担分の過払いを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年分の領収書をまとめて封筒に入れて保管する。</li> <li>・ 表計算ソフトを活用し、名前・受診日・病院名・診断名・金額を記録する。</li> <li>・ 確定申告で医療費の領収書を提出する場合は、コピーを残す。</li> </ul>
給料明細・名刺を保管する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金の請求では勤務歴を記載しないといけないので、その際に役立つ。</li> <li>・ 年金の保険料を支払っていたか確認できる。わからないときは勤務先に照会する。</li> </ul>	1年分をまとめて封筒に入れて保管する。給料明細がデータでしかもらえない場合には、きちんと印刷して保管する。(会社がデータをいつまで保管するか不明であるため。)
会社からの健康保険給付記録・使用しなくなった診察券・薬の説明書・保険請求時等に入手した診断書のコピーを保管する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害年金の請求に使用する。</li> </ul>	1年分をまとめて封筒に入れて保管する。

い、「知らない」と損するお金の話」と題し、その中で採り上げました。反響は上々で、「今できることからやっつけていく。」という声を多く頂きました。

表2では、障害年金をもらうために、病気の記録が残るよう、私がセミナーでアドバイスしていることをまとめました。

例えば「平成〇〇年分」と書いた大きい封筒に、とにかく家族全員分の医療費の領収書等を入れればよいと助言しています。廃棄するのは、老齢年金をもらえるようになった時です。思っているより、量は多くありません。転居・転職の多い方は、特に廃棄しないようお願いします。

最近でも、年金記録の不備、健康保険の自己負担分過払い等の報道がありました。自己防衛も必要だと、私は考えています。

先輩の社会保険労務士は、「年金とは、満期老齢年金つき障害・遺族年金である。」と、話していました。私も正にその通りだと感じます。老齢年金は最低生活保障で、働いているときと同じように海外旅行に行く等余裕のある暮らしを保障するものではないのです。一方、困ったときの障害年金・遺族年金は、本当に必要でありがたいものです。保険料を支払ってきたのだから、受ける権利が当然にあると考えて、障害年金を正々堂々と請求して頂きたいと思えます。日常生活に不自由を感じている方が周りにいたら、障害年金をもらえているかなと気にかけてあげてほしいとも思えます。

ここに参加されている学生の方が、「障害年金をもらうことは当然の権利なんだ。」と、何らかの形で周囲に伝えていかれることで、一般の方の意識を変えてほしいと心から願っています。また、社会保険労務士を目指される方がいらっしゃるなら、障害年金の請求業務を是非手がけて頂きたいと思います。つぎに、「障害年金支援ネットワーク」について報告します。

## 2 特定非営利活動法人「障害年金支援ネットワーク」の活動

— 関東の現状

特定非営利活動法人「障害年金支援ネットワーク（以下「支援ネット」）は、平成13年4月に奈良と大阪の有志の社会保険労務士が結成した非営利団体で、平成15年12月に奈良県で特定非営利活動法人として認証されました。現会員は全て社会保険労務士で、現在42名です。

支援ネットの設立宣言では

すべての障害者に障害年金を  
すべての都道府県に障害年金支援ネットワークを

と、謳っています。

障害年金の専門知識を有する社会保険労務士が結集し、障害の状態にある方が、障害年金の存在を知らずに、経済的に苦勞されている現状を変えていきたいというのが支援ネットの趣旨です。

具体的には、入会している社会保険労務士が、輪番で障害年金に関する無料電話でご相談を受けたり、障害年金を広く一般に知って頂けるよう市区町村役場・病院等の利用者に対する広報活動を行っています。

また、支援ネットでは、相談者が自力で障害年金の手続をできない場合には、適任の社会保険労務士を紹介しています。担当した社会保険労務士だけでは対応が困難な案件については、支援ネット内で緊密に連絡をとり、他の会員からの意見を求め、経験を分かち合い、一丸となって全力で対応しています。設立以来何度となく新聞に採り上げられたこともあり、相談件数は増加の一途です。セミナーや相談会に、会員が講師として招かれる機会も多くなりました。

支援ネットは関西で発足したこともあり、関東で入会している社会保険労務士は最初の数年は埼玉県

の1名だけで、まさに孤軍奮闘という状態でした。平成17年10月で4名、平成19年2月現在では、東京都・神奈川県各3名、埼玉県2名、茨城県・山梨県各1名の計10名に増えました。これからは関東での広報・啓蒙活動を充実させていきたいと、考えています。

今回、支援ネットの関東での活動についてまとめる機会を頂いて改めて感じたのは、会員が行う活動について、特に地域差はないということです。関東においても日々の活動は、月1回の無料電話相談の当番と、地域の行政機関や医療機関をまわって広報活動への協力を要請するという地道なものです。

一方で、医療・行政側の障害年金への対応は、地域や担当者により異なる場合があります。私もある病気について、東京・神奈川・千葉・茨木で複数の案件のご相談を頂きましたが、地域や担当者により、考え方や対応が若干異なるのを実感しました。

本来障害年金の取扱について、地域差や医療・行政の担当者による違いがあってはならないはずですが、現実には、風土や考え方等の違いが、地域の医療に反映されていることも多く、おのずと障害年金への対応が異なることもあります。

通常、社会保険労務士は自分の地域での活動に限定されがちです。そうすると、その地域の障害年金の取扱が一つの標準となってしまいます。行政機関や医療機関の対応等に疑問を感じても、具体的にどういう行動をとったらよいか、悩むものです。



NPO法人  
障害年金支援ネットワーク

フリーコール  
0120-956-119

月曜日から金曜日(除く祝日)  
午前10時から午後4時まで  
(除く正午から午後1時)

また、まだまだ患者数の少ない病気もあり、そういう方の実態を障害年金に結びつけるために、診断書のどの様式を提出するか悩むようなこともあります。

この点、支援ネットがほぼ全国に会員を有し、情報交換を行っているということは、先に述べた地域差の解消やオンブズマン機能の発揮などの点で非常に大きなメリットだと感じています。

各会員の悩みが、支援ネットで熟練の会員の意見や他の会員の実体験を聴くこと等により払拭され、活路が見出されることもあります。現実の受給につながっていくのです。

障害の状態にありながら障害年金をもらわずに苦労されている方、そもそも障害年金の仕組みをご存知のない方、「自分は障害の状態にあるのだろうか。」「私は障害年金をもらえるのだろうか。」といった悩みをお持ちの方が近くにいらしたら、支援ネットにご相談いただくよう、是非お伝えください。無料電話番号は上記の通りです。

最後になりますが、今後の活動の参考にするため、支援ネットに対し、ご要望・ご提案または率直なご意見を頂けると、幸いです。また、支援ネットの活動へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

森田 ありがとうございます。

時間もだいぶ参りましたので、まとめとなります。といひましても、今日の議論を今更まとめようとは考えておりません。皆さん、一緒にご参加いただいて、いろいろな問題があることはおわかりいただきました、共有できたと思います。私どもに対しても、迫られているいろいろな要求、対応の必要性も認識しました。大学から給料をもらっている弁護士は一番働かなければいけない。それにしてもうちよつとという感じはしますけど。

とにかく法科大学院という制度ができて、多様な分野で活躍する法曹にたざさわる人々をたくさん生み出すことになっております。その中で本学の一つの特色として、この分野についての取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ぜひ皆さん、今後ともいろいろご協力をお願いしたいと思います。

(終了)